鎌倉市監査委員公表第４号

地方自治法第242条第１項の規定に基づき監査を実施したので、同条第５項により、監査結果を公表します。

令和８年(2026年)11月４日

鎌倉市監査委員　八　木　隆太郎

同　上　野　学

監査結果書

1　監査の結果

地方自治法第 242 条第１項の規定に基づく住民監査請求（令和８年（2026 年）９月１日請求「元議長の姉妹都市提携 60 周年記念式典（ニース）派遣に係る支出の返還」）は、これを理由がないものと認め、棄却する。

2　監査の種類

地方自治法第 242 条第１項の規定に基づく住民監査請求を受け、同条第５項の規定に基づき実施した監査

3　監査対象

市長（議会事務局）及び議会（議会事務局）

4　監査期間

令和８年(2026 年) ９月１日から同年 10 月 28 日まで

5　監査を実施した委員

監査委員　　八木　隆太郎

同　　上野　　学

6　請求の受理

令和８年（2026 年）９月１日付けで「元議長の姉妹都市提携 60 周年記念式典（ニース）派遣に係る支出の返還」に係る住民監査請求書（以下「本件請求書」という。）が提出された。

その内容は、以下のとおりである。

⑴　請求人

請求人　氏名等　省略

⑵　請求の内容

姉妹都市提携 60 周年記念式典（ニース）派遣議員費用弁償（議長分）に係る違法、不当な公金支出について、当時の議長（以下「元議長」という。）に対して、858,230 円の不当利得返還請求権を行使するよう鎌倉市長に対し勧告することを求める。

ア　請求の対象となる財務会計上の行為

858,230 円の経費を要した、元議長の「姉妹都市提携 60 周年記念式典（ニース）派遣」（以下「本件議員派遣」という。）（令和８年（2026 年）６月 24 日に日本を出発し、同月 29 日パリ発の便で帰国した行程）

イ　本件議員派遣に係る公金支出の違法、不当性

(ｱ) 本件議員派遣は鎌倉市議会会議規則（以下「会議規則」という。）第144条第１項の規定により議会の議決を必要とするが、その議決が存在しない。また、同項ただし書は緊急を要する場合には議決を要しない旨を規定しているが、本件議員派遣はこれに該当しない。

(ｲ) 会議規則第144条第２項は、議員派遣を議会の議決で決定した場合と議長において決定した場合のいずれについても共通する説明責任を課しているが、本件議員派遣についてこの説明責任が果たされた形跡は一切ない。

(ｳ) 本件議員派遣の旅程の中でも、元議長が市長と旅程を分かった後の１泊２日のパリ市内滞在に公務性が欠如していることは一層明白である。「姉妹都市提携60周年記念式典（ニース）派遣議員費用弁償（議長分）」の支出負担行為伺兼支出命令書の起案理由に「…姉妹都市提携 60 周年記念式典がニースで開催され、議長が出席したことから、記念式典に係る費用弁償を支出するものです」とあるが、ニース訪問後のパリ滞在には姉妹都市提携 60 周年記念式典出席との関連性は認められず、派遣目的外であることは明白である。

ウ　鎌倉市に生じている損害と必要な措置

本件議員派遣に要した経費 858,230 円は、会議規則第 144 条第１項及び第２項に反して支出されたという点において、元議長による不当利得である。特に、６月 28 日、29 日のパリ市内滞在の間の活動には公務性が全く認められず、その滞在に要した経費 63,958 円が元議長の不当利得であることの蓋然性は際立って高い。

鎌倉市長は地方自治法第 148 条により、自治体の事務を管理し及びこれを執行することになっており、加えて同法第149条第５号では会計を監督し、同条第６号では財産を取得し、管理し、及び処分することが市長の事務となっている。よって、鎌倉市長に対し、元議長に不当利得返還請求をさせる等、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

エ　議選監査委員の除斥について

本件請求は市議会議員（元議長）に関するものであることから、監査に当たっては議選監査委員の除斥が適当と考える。

⑶　請求人から提出された事実証明書

ア　資料１　支出負担行為伺兼支出命令書　件名　姉妹都市提携60周年記念式典（ニース）派遣議員費用弁償（議長分）

イ　資料２　支出命令書　件名　鎌倉市姉妹都市国際交流事業フランス（ニース）Wi-Fi 使用料

ウ　資料３　支出負担行為伺兼支出命令書　件名　姉妹都市提携60周年記念式典（ニース他）派遣議員費用弁償（交通費__議長分）

エ　資料４　鎌倉市議会宛て領収書コピー（【資金前渡】議会交際費６月分から支

出）

オ　資料５　議員派遣の議決事例（令和７年９月11日本会議会議録・抜粋）

カ　資料６　ニース市長から鎌倉市議会議長宛に発出された招待状（英文）

キ　資料７　行政文書不存在決定通知書

ク　資料８　宿泊先ホテル・クレアパリ事務所・パリ北駅の位置関係がわかる地図

⑷　請求の要件審査

本件請求書については、地方自治法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、令和８年(2026 年) ９月 ９ 日にこれを受理することに決定した。

７　監査の実施

⑴　書類調査

ア　書類の提出

地方自治法第 199 条第８項の規定に基づき、次のとおり、市長及び議長に書類の提出を求め、提出を受けた。

(ｱ) 市長

提出を求めた書類	提出を受けた書類等
a　鎌倉市職員措置請求書「１　請求の要旨」に記載された858,230円（費用弁償、使用料及び賃借料、交際費）の予算執行に関係する決裁文書	兼命令：姉妹都市提携60周年記念式典（ニース）派遣議員費用弁償（議長分）
	支出負担行為伺（額確定）（伺無）：鎌倉市姉妹都市国際交流事業フランス（ニース）Ｗｉ－Ｆｉ使用料
	支出命令：鎌倉市姉妹都市国際交流事業フランス（ニース）Ｗｉ－Ｆｉ使用料
	兼命令：姉妹都市提携60周年記念式典（ニース他）派遣議員費用弁償（交通費__議長分）
	支出負担行為伺（額確定）（伺無）:【資金前渡】議会交際費６月分（２）
	支出命令:【資金前渡】議会交際費６月分（２）
	精算戻入　:【資金前渡】議会交際費６月分（２）
b　上記予算執行に関係する行政文書（a に該当するものを除く。）	―　（該当文書なし）
c　その他監査委員が必要と認めるもの	令和８年（2026年）９月11日付鎌倉市指令国際第３号により一部公開した行政文書の写し

(ｲ) 議会

提出を求めた書類	提出を受けた書類等
a　鎌倉市職員措置請求書「1　請求の要旨」に記載された費用弁償に係る議員派遣について、鎌倉市議会会議規則第144条第１項及び第２項の規定による決定に関係する行政文書	兼命令：姉妹都市提携60周年記念式典（ニース）派遣議員費用弁償（議長分）
	支出負担行為伺（額確定）（伺無）：鎌倉市姉妹都市国際交流事業フランス（ニース）Ｗｉ－Ｆｉ使用料
	支出命令：鎌倉市姉妹都市国際交流事業フランス（ニース）Ｗｉ－Ｆｉ使用料
	兼命令：姉妹都市提携６０周年記念式典（ニース他）派遣議員費用弁償（交通費＿議長分）
	支出負担行為伺（額確定）（伺無）：【資金前渡】議会交際費６月分（２）
	支出命令：【資金前渡】議会交際費６月分（２）
	精算戻入　：【資金前渡】議会交際費６月分（２）
b　上記議員派遣について、地方自治法第100条第13項に規定する必要性に関係する行政文書（a に該当するものを除く。）	―　（該当文書なし）
c　上記議員派遣について、その成果が分かる行政文書	―　（該当文書なし）
d　その他監査委員が必要と認めるもの	令和８年（2026年）９月10日付鎌倉市指令議調第15号により一部公開した行政文書の写し

イ　書類調査の結果

提出を受けた書類について、鎌倉市契約規則、鎌倉市財務規則、鎌倉市事務決裁規程その他の規程に照合し調査したところ、財務会計事務はおおむね良好に執行されたものと認められた。

⑵　請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第７項の規定に基づき、令和８年(2026 年)９月 29 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、次のとおりであった。

ア　証拠の提出

次のとおり、令和８年(2026 年) ９月 25 日に請求人から証拠の追加提出があった。

(ｱ) 資料９　国際交流課公開文書（2026 年９月 11 日　一部公開決定）　国際交流課からニース市当局に発出された、議長が 60 周年記念式典等へ出席する意向であることなどを内容とするメール

(ｲ) 資料 10　ニース市のホームページのサクラマツリ開催のお知らせ

(ｳ) 資料 11　議事調査課公開文書（2026 年９月 10 日一部公開決定）（抜粋）自治体国際化協会パリ事務所（CLAIR PARIS）視察について、「視察」の受入れを依頼したメール

(ｴ) 資料 12　判例地方自治第 440 号 13 ページから 21 ページまでの写し

イ　請求人の陳述

次のとおり、請求人の陳述の聴取を行った。なお、陳述に先立ち、請求人から意見の要旨等が提出された。

(ｱ) 日時

令和８年(2026 年) ９月 29 日（火）午前 10 時から午前 10 時 27 分まで

(ｲ) 場所

４０４会議室

(ｳ) 陳述及び「意見の要旨」の要旨（本件請求書に記載された事項を除く。）

a　行政文書公開請求を行った結果、本件議員派遣の決定が行われた形跡は、議決にとどまらずどこにも存在しなかった。

b　行政文書公開請求により公開された文書から、ニース市長から鎌倉市議会議長宛のサクラマツリへの招待状は、ニース市側から自発的に送られたものではなく、鎌倉市から依頼し、さらに「議長ができるだけ早くいただきたいと言っている」として催促し、発出されたものであることが分かった。

c　元議長は、令和８年（2026 年）６月 28 日早朝に市長と旅程を分かちニース市を出発しパリ市に移動し、同市に１泊２日滞在したが、その間、自治体国際化協会パリ事務所（以下「クレアパリ」という。）訪問以外の時間帯にどこで何をしていたかは、公開された行政文書からは把握できなかった。

d　クレアパリ訪問の目的を確認するため、クレアパリ視察の受入を依頼した書信又はメールを公開請求した。その結果、次の事実が分かった。

(a)　令和８年（2026 年）６月９日付で元議長の「パリ１泊」を含む旅程表は作成されていたが、クレアパリ宛に、国際交流や観光視察について「少しお話をお聞きできれば」、「15 分程度で大丈夫です」、「午後に周辺を回るため、開所時間中、スーツケースを置かせていただくことは可能でしょうか」というメールが送られたのは同月 17 日だった。

(b)　令和８年（2026 年）６月 22 日にクレアパリに送付された「海外活動支援依頼申込書」では、支援依頼は「海外事務所からのブリーフィング（現地の情報や活動ノウハウ等）」、「海外事務所へのあいさつ」、「資料や活動物資等の一時的な預かり」の３件の体裁になっているが、わずか 30 分に過ぎないクレアパリへの立ち寄りの実質的な目的は、スーツケースを預けることであった。

(c)　クレアパリへの立ち寄りは、観光、買い物、飲食に至便な場所に宿泊する理

由付けであり、費用弁償の対象にできない立ち寄り先への交通費の節約にもなっている。クレアパリで鎌倉市の国際化施策等について有意義なレクチャーを受けたとしても派遣目的外であることに変わりないが、観光の便宜のためだけの立ち寄りであった。

e　ニース市との往復メールの中では、サクラマツリにおける鎌倉市長の講演、鎌倉市側が主体となる日本文化紹介等について述べられているが、そこに市議会議長は一切登場せず、元議長は市長の出席に同席していたに過ぎない。サクラマツリ２日開催のうち１日目にしか参加しておらず、出席後は植物園、美術館の「視察」に時間を費やしている。

f　本件議員派遣は議会の議決を経ていないという１点をもって公務性が認められないのであるが、同時に会議規則第 144 条第２項の「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」という要請にこたえられる派遣の目的と内容を具備していなかったことも明らかである。

g　地方自治法第 100 条第 13 項の規定による議員派遣の「必要性」の判断は、主観的なものでなく客観的合理性を備えたものでなければならないが、その判断については議会の裁量が尊重されるので、議会の決定が社会通念を著しく逸脱したと言える場合でなければ、裁判所は介入しない。しかし、議会の決定それ自体を欠く、というルール違反は「裁量」の余地なく違法である。東京高等裁判所平成 30 年３月 22 日の判決はそのことを示している。

h　議員派遣の要否を「議会」の審議に委ねることとした趣旨は、議会を構成する議員自体が市民の多様な意見を反映する存在であるとともに、議会の審議が市民の監視の下に置かれているから、であると考えられる。

i　議員の「海外派遣」について、市民の目は近年特に厳しいものがある。地方議員としての「相場観」からすれば、元議長が受けた約 85 万円という金額は高いものとは言えないであろう。しかし、鎌倉市の「市民団体が行う姉妹都市等親善訪問事業」に対する補助制度が、参加人数にかかわらず、１回５万円を限度としていることと対比すれば、その「官民格差」は驚くに値するのではないか。

j　本件議員派遣は、議会の決定を省略することが例外的に許されるような緊急性は存在しなかった。その実態が単なる観光旅行であったという事実を仔細に確認するまでもなく、議会の決定に基づくものでないという手続違反自体において、明らかに公務性を欠くものであり、本件議員派遣に係る費用弁償はその全部が違法であるということができる。

⑶　聴き取り調査等

地方自治法第 199 条第８項の規定に基づき、令和８年(2026 年)10 月８日に議会

事務局長、議会総務課長、議事調査課議事調査担当担当係長に対して、聴き取り調査を行った。

聴き取り調査等により、次の事実を確認した。

ア　議長による海外友好都市訪問の例として、敦煌市との提携 10 周年（平成 20 年（2008 年））及び 20 周年（平成 30 年（2018 年））記念式典並びにニース市との提携 50 周年（平成 28 年（2016 年））記念式典がある。

イ　議会事務局では、文献（地方議会実務研究会編集「地方議会事務提要第２巻」（株式会社ぎょうせい）1761･6 頁「議長の議員派遣規定適用の有無」）を参考に、本件議員派遣は地方自治法第 100 条第 13 項に規定する議員の派遣には該当しないものとして、会議規則に定める議員派遣の手続は行わなかった。

ウ　本件議員派遣は元議長の意思により決定し、その命により議会事務局が事務を行ったが、意思決定の文書は残されていない。

エ　令和８年(2026 年) ６月 28 日及び 29 日のパリ滞在については、ホテル宿泊費のほか、クレアパリ訪問に係る経費が公費で支出され、エッフェル塔、ノートルダム大聖堂、サクレ・クール寺院、ルーブル美術館の視察に要する経費は随行職員分も含め公費で賄われてはいない。

オ　姉妹都市提携 60 周年式典に合わせてニース市で開催された「さくらまつり」にクレアパリが出展しており、今後の姉妹都市交流を円滑に進めることを目的として、クレアパリを訪問した。「日本の自治体の事情及び現地のことを熟知しているクレア（一般財団法人自治体国際化協会）の存在は、姉妹都市交流の助けになることを認識した」とのことであった。

カ　クレアパリの訪問時間は短時間であるが、令和８年(2026 年) ６月 27 日までニース市滞在を予定しており、翌 28 日は日曜日でクレアパリが開所していないことから、29 日月曜日の訪問が可能となるようパリに１泊する行程としたとのことであった。

キ　旅行会社からの旅程表（利用航空便、パリでの宿泊先ホテル名が記載されたもの）が示され、航空券の発券指示などを行った後にクレアパリへの訪問について最初の連絡を行った理由は、ニース市における行事のスケジュールが直前まで確定せず、訪問時刻を決定できない状況にあったためであるとのことであった。

ク　パリ滞在はクレアパリ訪問のためであり、その訪問は議会事務局が提出した「海外活動支援依頼申込書」に基づき実施されているが、当該申込書に記載された依頼の目的（ブリーフィング、挨拶等）から当該訪問は地方自治法第 100 条第 13 項に規定する議員派遣に該当する可能性があると考えられるのではないか、との質問に対しては、議会の代表としての議長の公務の一環として行われたものであり、議員派遣には該当しないと判断するとの回答があった。

ケ　過去の姉妹都市への議員派遣等において、主要目的地以外の都市に滞在し、そ

の滞在に公金を支出した事例は見つからなかった。

コ　議会事務局は、ニース市に３泊し、パリに１泊する行程（令和８年(2026 年) ６月 24 日から 30 日まで）と、市長同様ニース市に３泊する行程（同月 24 日から 29 日まで）の見積額を比較した結果、前者の方が廉価であることを確認したうえで旅行会社に発注した。

サ　随行職員の出張に係る復命として、令和８年(2026 年) ７月 23 日に報告が起案され、同月 30 日に決裁を受けていた。

シ　鎌倉市からニース市へ行き、帰ってくるという一つの出張の行程の中で、どこまでが議会を代表した議長の公務であり、どこからが別であるのかということについては、分けることが難しいと議会事務局では考えている。

８　議選監査委員の除斥の要否について

請求人は、本件請求が市議会議員に関するものであることから、監査に当たっては議選監査委員を除斥することが適当である旨を主張している。

地方自治法第 199 条の２に規定される監査委員の除斥について検討したところ、上野学議選監査委員が本件議員派遣の意思決定プロセスにおいて直接関与した事実は確認されず、同条に規定される除斥事由（自己若しくは親族等の一身上に関する事件又は従事する業務に直接の利害関係がある事件）に該当しないことから、本件において当該委員を除斥する必要はないと判断した。

９　判断理由

以下、結論に至った理由について述べる。

請求人の主張は６⑵及び７⑵イ(ｳ)のとおりであるが、その内容について以下のとおり検証した。

⑴　訪問の目的及び公務性について

ア　ニース市訪問について

国際都市交流事業については、ニース市との姉妹都市提携 50 周年記念式典や他の海外友好都市との過去の周年行事において、議長が訪問している実績が確認された。ニース市との姉妹都市提携 60 周年記念事業を兼ねて行われた「さくらまつり」への元議長の出席については、市長と議長が揃って出席することにより本市を挙げて友好親善を図る意思を示すものであり、議会の代表としての「表敬訪問」として妥当なものであると考えられる。

また、請求人は本市側から招待を働きかけた経緯を指摘するが、周年行事という節目において行政と議会が一体となって調整を行うことは自治体間交流における正当なプロセスである。最終的にニース市から正式な招待状が発行され、元議長が議会の代表として出席した事実に照らせば、招待に至る経緯をもって直ち

に公務性を否定することはできない。

イ　パリ訪問について

請求人はパリ滞在における公務性の欠如を指摘するが、議会事務局職員によれば、パリ訪問の目的はニース市で開催された「さくらまつり」に出展していたクレアパリを議会の代表として訪問し、今後の姉妹都市交流の円滑化に向けた協議等を行うことであったとのことである。また、随行職員が作成した報告書においては、クレアパリの訪問により、国際都市交流を進める上で想定される実務的な調整等で困難を伴う場面について「現地事務所の幹部や職員との直接の人的ネットワークを構築したことで、今後本市がフランスとの間で直面し得る困難な調整事業に対し、クレアパリから迅速かつ強力な後方支援を仰げる体制を確保できた」とし、「今後の本市における欧州圏からの観光客への質の高い対応や文化交流事業の円滑な推進という課題解決に向けて、フランス語を母語とするCIR（国際交流員）の活用が極めて有効な手立てになり得るとの重要な知見を得た」としている。

地方自治法第100条第1項の規定により、普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができるとされており、また、同法第104条の規定により、議長は議会の事務を統理し、議会を代表するとされている。そもそも、議会としての活動ないし事務を遂行する過程においては、社会との接触及び交渉を持たざるを得ず、議会を代表する議長が関係団体を訪問することが直ちに許されないとすることはできない。これらのことを考慮すれば、市の国際都市交流事業に係る今後行う調査への協力及び当該事業への支援を得るために関係団体との協力関係の構築を図ることは、議会を代表する議長の事務に含まれるということもできる。このことを踏まえ、議会事務局職員が示した上記の目的及び成果に鑑みれば、元議長のクレアパリ訪問の公務性を一概に否定することはできない。

また、パリで1泊した理由についても、ニース市での元議長の出席行事終了翌日の令和8年(2026年)6月28日が日曜日であり、クレアパリが閉所していたことから翌29日月曜日の開所日に合わせた行程とした、という議会事務局職員の説明に不自然な点はない。

なお、パリ滞在中にはクレアパリ訪問以外にも市内視察を行っているが、当該視察はすべて私費によるものであり、当該行程において公費が支出された事実は確認できない。

さらに請求人は、元議長の費用弁償の支出負担行為伺兼支出命令書の起案理由に「…姉妹都市提携60周年記念式典がニースで開催され、議長が出席したことから、記念式典に係る費用弁償を支出するものです」とあることから、パリ滞在は派遣目的外であることを主張する。本件議員派遣の主要目的が姉妹都市提携60

周年記念式典への出席であることは明白だが、上に述べた議会事務局職員の回答及び随行職員の報告書を見る限り、起案理由に記載がないことのみをもってクレアパリへの訪問に要した経費を公費で支出することが不当であるとは言えない。

もっとも、クレアパリ訪問の目的が単なる友好親善ではなく姉妹都市交流の円滑化に向けた協議等であり、その経費を公費で賄っている以上、その内容が議会内で共有されることはもとより、その成果は広く市民に還元される必要があることは言うまでもない。

⑵　議員派遣の手続の必要性について

請求人は、本件派遣が地方自治法第 100 条第 13 項の規定による議員の派遣であるから、会議規則第 144 条第１項に基づく議決を経ておらず違法であると主張する。

しかしながら、本件の訪問は⑴アで示したとおり、元議長が議会の代表権を行使して行ったものということができる。参考文献によれば「議会代表権を行使して議長として派遣するものではなく、一議員として派遣する場合には議長も議員派遣の手続を要する」（地方議会実務研究会編集、地方議会事務提要第２巻、株式会社ぎょうせい発行）とされており、これを根拠として、議長が議会を代表して行事等に参加する場合は、地方自治法第 100 条第 13 項に規定する議員の派遣には該当せず、会議規則第 144 条に規定する議決等は不要であるとする議会事務局の判断は、不合理とは言えない。市議会本会議会議録等の調査の結果、少なくとも平成 28 年（2016 年）及び平成 30 年（2018 年）に行われた議長による海外友好都市訪問について議決は行われておらず、また議会事務局からの回答によれば議長が議会の代表として出席する会議、行事等についてはこれまでも議決を行っていないとのことであり、議決を経ていないことをもって、本件支出を違法、不当とすることはできない。

以上のことから、鎌倉市長が執行した本件議員派遣に係る費用弁償の支出について違法はなく、不当と判断できる点もないため、請求人の主張は認めることはできない。